

住宅性能表示制度が見直されました。

令和4年4月1日に改正施行された表示基準・評価方法基準※において、
5-1断熱等性能等級5、5-2一次エネルギー消費量等級6が創設されました。

令和4年3月31日まで

等級4【H25基準相当】

等級3【H4基準相当】

等級2【S55基準相当】

等級1

5-1断熱等性能等級

等級5【低炭素基準相当】

等級4【H25基準相当】

等級1

5-2一次エネルギー消費量等級



令和4年4月1日から

等級5【ZEH基準相当】

等級4【H25基準相当】

等級3【H4基準相当】

等級2【S55基準相当】

等級1

5-1断熱等性能等級

等級6【ZEH基準相当】

等級5【低炭素基準相当】

等級4【H25基準相当】

等級1

5-2一次エネルギー消費量等級

※ 表示基準 : 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）
評価方法基準 : 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）

また、従来、『温熱環境・エネルギー消費量に関すること』については
「5-1 **又は** 5-2 の**いずれか**」が必須評価項目でしたが、令和4年10月1日改正施行の告示※により「5-1 **及び** 5-2」が必須評価項目となりました。

令和4年9月30日まで

5-1 断熱等性能等級

又は

5-2 一次エネルギー
消費量等級
のいずれか



令和4年10月1日から

5-1 断熱等性能等級

及び

5-2 一次エネルギー
消費量等級

※ 告示：住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件（平成12年建設省告示第1661号）

さらに、一戸建ての住宅においては令和4年10月1日、共同住宅等においては令和5年4月1日に改正施行された表示基準・評価方法基準において、さらなる上位等級として5-1断熱等性能等級6、等級7が新設されました。

